

「水俣病問題に係る懇談会」提言書（概要）

平成 18 年 9 月 19 日

「水俣病問題に係る懇談会」（以下「懇談会」）は、水俣病公式確認から 50 年を迎えるにあたって、水俣病問題の社会的・歴史的意味を包括的に検証し、その教訓をもとに、今後取り組むべき行政や関係方面の課題を提言するために、環境大臣の私的懇談会として設けられた。

懇談会は計 13 回にわたり議論を重ね、先ず水俣病被害者に対し早急に救いの道を作ること、そして水俣病問題を巡る教訓を将来に生かすことが必要だとの共通の想いのもとに、水俣病を巡る行政の失敗に目を向け、そこから将来に向けての教訓を汲みだし、今後の行政の行動の方向を示すべく努力した。「いのちの安全」の危機管理体制、被害者の苦しみを償う制度づくり、「環境・福祉先進モデル地域」の構築など、その提言は多岐にわたる。

本懇談会の提言の実現は、決して容易ではなく、また、時間がかかるものも含まれている。しかしながら、行政が、常に「2.5 人称の視点」をもち、粘り強く取り組むことを強く求めたい。

*注：「2.5 人称の視点」とは、公的な立場の専門的職業人が、あくまでも冷静な「3 人称の視点」を失わないようにしつつ、事件の当事者である被害者（1 人称）や家族（2 人称）の視点を合わせもつこと（《これが自分の親や連れ合いや子どもだったら、どんな気持ちでいるだろうか、今一番求められているのは何だろうか》という視点）をいう。

懇談会の提言の主要な柱は次のとおり。

- (1) 国民のいのちを守る視点を行政施策の中で優先事項とすることを行政官に義務づける新しい「行政倫理」を作り、その遵守を、各種関係法規の中で明らかにすること。

とくに苦しむ被害者や社会的弱者のいる事案に関しては、行政官は「行政倫理」の実践として、「乾いた 3 人称の視点」ではなく、「潤いのある 2.5 人称の視点」をもって対処すべきことを、研修等において身につけさせること。

(2) 各省庁に「被害者・家族支援担当部局」を設けること。

*注:「被害者・家族支援担当部局」とは、公害・薬害・食品被害の被害者、産業事故・都市災害・不良工業製品(商品)の事故・建築物災害の被害者、医療事故の被害者、経済事件の被害者、インターネット上の情報被害者(中傷、名誉毀損等)などの訴えと相談に対応し、必要に応じて被害者・家族に対する支援の態勢を組む組織のこと。

(3) 時代の潮流は、政府全体として公害、薬害、食品被害、産業災害、事故等の被害者を支えるための「被害者支援総合基本計画」(仮称)の策定をすべき時期に来ている。

(4) 公害、薬害、食品被害、産業災害、事件等の原因究明と安全勧告の権限を持つ常設の「いのちの安全調査委員会」(仮称)を設置すること。

*注:「いのちの安全調査委員会」(仮称)は、国民の生命と健康に危険を及ぼすようなさまざまな危険な事象・事件が発生した場合に、その原因究明と事件の構造的問題の解明にあたるとともに、被害の拡大防止策や再発防止策や普遍性のある教訓などについて積極的な勧告・提言を行う。

(5) すべての水俣病被害者に対して公正・公平な対応を目指し、いまだ救済・補償の対象になっていなかった新たな認定申請者や潜在する被害者に対する新たな救済・補償の恒久的な枠組みを早急に打ち出すこと。

(6) 熊本・鹿児島両県の認定審査会が長期にわたって機能を停止しているのは異常事態であり、国は両県と連携し待たされている被害者の身になって、責任をもって早急に認定審査再開の方策を立てるべきである。

(7) 国は関係地方自治体等と連携して、水俣地域を「福祉先進モデル地域」(仮称)に指定し、水俣病被害者が高齢化しても安心して暮らすことのできるような総合的な福祉対策を積極的に推進すること。その中で胎児性水俣病患者の福祉対策には格別の配慮が必要である。

新漏水俣病の被害者に対しても、同質の福祉対策を取ること。

(8) 水俣地域の人々の「もやい直し」の活動を積極的に支援すること。

(9) 国は水俣地域を「環境モデル都市」(仮称)に指定し、関係地方自治体等と連携して、地域の環境、経済、社会、文化にわたる再生計画を積極的に支援すること。

- (10) これら「福祉先進モデル地域」(仮称)と「環境モデル都市」(仮称)の取り組みを総合的で持続性のあるものとするには、二つを一本化して「環境・福祉先進モデル地域」とし、立法化の措置も視野に入れた制度化が必要であろう。
- (11) 水俣病の被害の全貌を明らかにするための総合的な調査研究を推進すること。
- (12) 「水俣病・環境科学センター」(仮称)を設立するなど、首都圏にも水俣病の研究と学びと情報発信の拠点を設けること。

(参考) 水俣病問題に係る懇談会 委員名簿

- (座長) 有馬 朗人 (財)日本科学技術振興財団会長、元文部大臣、元東大総長
加藤タケ子 社会福祉法人さかえの杜 小規模通所授産施設ほっとはうす施設長
金平 輝子 日本司法支援センター理事長
亀山 継夫 元最高裁判所判事、東海大学専門職大学院実務法学研究科長
鳥井 弘之 元日本経済新聞社論説委員、東京工業大学原子炉工学研究所教授
丸山 定巳 前熊本大学文学部教授、久留米工業大学工学部教授
柳田 邦男 ノンフィクション作家
屋山 太郎 政治評論家
吉井 正澄 前水俣市長

(敬称略、五十音順)

* 嘉田由紀子(元京都精華大学人文学部教授、前環境社会学会会長)は平成18年4月に辞任。